住所　埼玉県上尾市愛宕３丁目18番15号
鳥吉斯古楞　昭和62年３月６日生
住所　名古屋市南区松下町１丁目11番地１
李稔里奈　昭和59年９月14日生
住所　名古屋市中川区打中１丁目140番地
柳ウンビ　平成10年２月20日生
住所　千葉県柏市逆井４丁目25番28号
ミットラパープ・アピプンスワン　昭和47年12月14日生
ティワポーン・アピプンスワン　平成24年９月25日生
住所　三重県名張市梅が丘北４番町212番地
金康順　昭和29年10月19日生
住所　愛知県春日井市大和通１丁目55番地
姜愛　昭和59年８月13日生
住所　愛知県豊明市栄町上姥子６番地65
劉暁玲　昭和55年７月４日生
住所　浜松市北区引佐町渋川40番地３
ラファエル・ミノル・カスチロ・ゲンカワ　平成４年６月８日生

○外務省告示第三百三十九号

平成二十九年九月十八日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　三億五千万円
３　署名者
日　本　側　堀井巌外務大臣政務官
世界食糧計画側　ハーカン・トングル在ラオス事務所副代表

平成二十九年九月二十八日

外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第千四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡松野町大字奥野川一四三九の二、一四四〇の一、一四四一、一四四二の一、一四四三の二、一四四四の二、一四五〇の二、一五〇四の一、一五〇六、一五〇七の一、一五〇七の二、一五三〇、一五三一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月二十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市河原町山手字地ユノ谷上分六三一の二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　廃棄物処理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月二十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県春日井市西尾町字欠ノ下九四八の一（次の図に示す部分に限る。）、九四八の二、字白三一〇〇六の五、一〇〇七の一、神屋町字熊野上一一四一の七〇、一一四一の七一、廻間町字高森一一〇七の一八、内津町字下町一六四、字南山四六七の一、四六八の一から四六八の三まで、四六九、四六九の一、四六九の三、四七〇の二、四七一、四七二、長久手市福井一五三四の一、小牧市大字大草字年上坂五八一七の六、五八一七の八、五八一七の一三、五八一七の一八、五八一七の二四から五八一七の二七まで、五八一九の一、五八一九の五、五八一九の八、瀬戸市岩屋町八一の一・八一の三（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐とする。
岩屋町八一の一（次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月二十八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

１　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

１　品種登録の番号　第26237号
２　品種登録の年月日　平成29年９月28日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類
Allium fistulosum L.
４　登録品種の名称　YSG２号
５　育成者権の存続期間　25年
６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
山口県
山口県山口市滝町１番１号
下関農業協同組合
山口県下関市秋根北町４－１
７　出願公表の年月日　平成28年７月27日

１　品種登録の番号　第26238号
２　品種登録の年月日　平成29年９月28日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類
Alstroemeria L.
４　登録品種の名称　KONCHEESK
５　育成者権の存続期間　25年
６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Konst Breeding B.V.
Nieuwveens Jaagpad 93, 2441GA Nieuwveen, The Netherlands
７　出願公表の年月日　平成28年８月29日

１　品種登録の番号　第26239号
２　品種登録の年月日　平成29年９月28日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類
Alstroemeria L.
４　登録品種の名称　KONWPEARLS
５　育成者権の存続期間　25年